## 特例屋外広告業届出事項変更届出書

大阪府内 共通様式

市長 様		年	月 日
	届出者 住 所		
	氏名		
	法人にあっては、 その名称及び 代表者の氏名		
大阪市屋外広告物条例 堺 市屋外広告物条例			
豊中市屋外広告物条例 吹田市屋外広告物条例	第 43 条 第 3 項	規定により、	
高槻市屋外広告物条例枚方市屋外広告物条例	第 31 条 第 3 項 }		
八尾市屋外広告物条例	第 49 条第 3 項後段		
寝屋川市屋外広告物条例東大阪市屋外広告物条例			
□ 大阪府の登録の有効期限 (※大阪府の登録を更新した場合)			
<ul><li>□ 商号又は名称</li><li>□ 氏名(法人の代表者)</li></ul>	<ul><li>□ 氏名(個人事業者)</li><li>□ 役員の氏名</li></ul>	□ 住所(個人事 □ 法人の主たる	
□ 営業所の名称又は所在地 □ 法定代理人(法人)の名称	□ 法定代理人の氏名又は住所 □ 法定代理人(法人)の代表者の氏	· A □ 独身心理(	(注 1 ) の知思の氏力
□ 接務主任者の氏名	□ 送務主任者の選任されている		(伝八)の仅貝の氏名
について変更があったので、	次のとおり届出をします。		
この届出書及び添付書類の記	!載事項は、事実に相違ありません	<b>√.</b>	
① 届 出 番 号	_市 特例届出 第	号	
②届出年月日 年	三 月 日		
③ 変更に係る事項 ④ 3	変 更 前 ⑤ 変	更後	⑥ 変更年月日
届出者連絡先 所属等	担当者名	電話番号	
		v	

## 記載上の注意

1 「届出者」の欄は、届出書を提出する年月日と、届出者が法人である場合は、登記事項証明書の本店の住所、名称及び代表者の氏名を記載してください。

届出者が個人である場合は、住民票または登録原票記載事項証明書の住所及び氏名を記載してください。 各特例市の届出者の押印要否については下記のとおりです。(令和5年11月1日現在)

大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、 枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市

押印不要(記名のみで可)

※届出者が手続きを代理人に委任する場合の委任状の扱いについては、各市で対応が異なりますので各市にお問合せください。

2

大阪市屋外広告物条例 第 18 条の 4 第 3 項 堺市屋外広告物条例 第 27 条の 3 第 3 項 豊中市屋外広告物条例 第 43条 第 3 項 吹田市屋外広告物条例 第 39条 高槻市屋外広告物条例 31条第 第 3 項 枚方市屋外広告物条例 第 49 条 第 2項後段 八尾市屋外広告物条例 第49条第3項後段 寝屋川市屋外広告物条例 第 43 条第 3 項後段 東大阪市屋外広告物条例 第37条の3第2項後段

は、届出をしようとする市の条例の条以外の 不要のものは消します。

- 3 変更があった事項について、該当するものの口に V印を記入してください。
- 4 「①届出番号」及び「②届出年月日」は、大阪府知事登録を受けて大阪市・堺市・豊中市・吹田市・ 高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市に「特例届出」をしたときに市から付与された届出 番号とその届出年月日を記載します。これらは、市から交付された「特例屋外広告業届出書」副本 に記載されていますので、ご確認ください。
- 5 「④変更前」「⑤変更後」は、変更に係るものを対比させて記載します。 ただし、届出の内容が「役員の氏名」及び「営業所の名称又は所在地」についての変更の場合は、 変更しないものも含めてすべて記載してください。
- 6 郵便番号・電話番号の変更があった場合は、住所・所在地に変更があった場合として取り扱います。
- 7 「⑥変更年月日」の欄は、実際に変更があった年月日を、変更があった事項ごとに記載します。
- 8 記載欄が足りない場合は、継続用紙に記載して、添付します。
- 9 「届出者連絡先」の欄は、届出書類の内容についてお尋ねするときに対応していただける担当者の 所属等・お名前・電話番号を記載してください。
- 10 届出内容が、更新登録にともなうものである場合には、特例屋外広告業届出事項変更届出書(正本1部、副本1部)に、添付書類として、大阪府の「屋外広告業登録通知書」のコピー、大阪府への「屋外広告業登録申請書(様式第11号)」副本のコピー、(第1面・第2面とも。継続用紙がある場合は継続用紙も)(添付する大阪府の「屋外広告業登録通知書」に対応するもの)、業務主任者の資格を証する書類のコピー(副本のコピー)を、正本1部、副本1部、提出してください。
- 1 1 届出内容が、変更だけの場合には、特例屋外広告業届出事項変更届出書(正本1部、副本1部) に、添付書類として、大阪府の「屋外広告業登録事項変更届出書(様式第18号)」副本のコピーと 業務主任者に変更がある場合には、業務主任者の資格を証する書類のコピー(副本のコピー)を、 正本1部、副本1部、提出してください。
- 12 変更届出書の提出を、郵送にておこなう場合には、副本返送用に、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。(副本の重さ十返信用封筒の重さ分)